

「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）骨子（案）」に対する御意見と県の考え方について

1 意見募集期間

令和7年10月15日（水曜日）～令和7年11月15日（土曜日）

2 意見提出者数及び意見件数

24件（2名、7団体）

内訳

区分	人数	団体数	意見件数
郵送	0	0	0
FAX	0	0	0
電子メール	2	7	24
合計	2	7	24

3 御意見及び反映状況

区分	意見件数
A：意見を反映し、案を修正したもの	7
B：既に案で対応済みのもの	0
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていくもの	12
D：意見を反映できなかったもの	0
E：その他	5
合計	24

No.	骨子案の項目	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	1「目的」	条例の目的又は前文に、森林の価値向上を後押しする視点から「活樹」を盛り込んでいただきたい。	頂いた御意見を踏まえ、本条例の制定の背景として、条例の前文に活樹に関する記述を加えました。	A
2	1「目的」、2「基本理念」	「目的」及び「基本理念」に全面的に賛同する。	—	E
3	3「責務及び役割」	「3 責務及び役割」では、県、市町村から県民まで、各主体に期待される役割が明記されており、この枠組みをさらに実効性のあるものとするため、「教育機関等の役割」を追加することを提案する。大学や専門学校、さらには小中学校といった教育機関は、次代を担う人材を育成する責務を負っている。県産木材の価値や森林の重要性を、教育・研究活動を通じて次世代に伝え、関心を喚起することは、条例の目的達成に不可欠な要素である。	教育機関等の役割については、教育基本法や学校教育法等に定められているところです。また、本条例においては、県民の役割に教育機関も包括していると考えているところです。頂いたご意見につきましては、施策の推進や普及啓発の実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
4	3「責務及び役割」(1) 県の責務	森林所有者が置かれている状況は、木材価格の長期低迷により、伐採収益で再造林・保育費を賄えず、当然に超長期経営に対する利益は見込めるはずもない。このため、森林環境譲与税を含めた県等の財政支援なくして成り立たず、森林組合や森林所有者の努力だけでは、森林を保全しながら安定的な木材供給を行っていくことは極めて困難な状況が続いている。これらのことから、森林組合は、コスト縮減と収益向上に日々努めるとともに「確実な再造林・保育計画なくして、県産木材の安定供給なし」との考えである。ついては、「森林整備及び伐採・再造林（森林資源の再生産）の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。」を追加していただきたい。	頂いたご意見を踏まえ、主要な施策の事項として「森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること」を記述しました。	A

No.	骨子案の項目	御意見の内容	県の考え方	反映状況
5	3「責務及び役割」 (1) 県の責務	大消費地首都圏での展開を視野に、「東京都はじめ他の都県との連携」を加えていただきたい。	県の責務には、県が果たすべき責任と義務を定めております。 木材の大消費地である首都圏での県産木材の展開は県産木材の利用拡大に有効であると考えており、頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
6	3「責務及び役割」 (1) 県の責務	今後、木材利用増加の一翼を担う可能性がある「木材バイオマス事業者との連携協力」を盛り込んでいただきたい。	県の責務には、県が果たす責任と義務を定めております。 木質バイオマス事業者との連携協力は県産木材の利用拡大に有効であると考えており、頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
7	3「責務及び役割」 (2) 森林所有者の役割	森林の適切な整備及び保全を「森林所有者の役割」と位置付けているが、小規模分散・財産保持的な森林所有者の下で、定期的に伐って、植えて、育てることを、すべて森林所有者に求めるのは今や困難と思われる。役割を担うものとして「企業・団体など多様な担い手」による森林管理への参加を促していただきたい。	森林・林業基本法第9条において、森林所有者の責務として、「森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念ののっとり森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されております。 本条例においても、その基本理念ののっとり、森林所有者の役割を定めております。 多様な担い手による森林管理への参加は森林の適切な整備及び保全に有効であると考えており、頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
8	3「責務及び役割」 (5) 木材生産業者の役割、(6) 建設関係事業者の役割	森林所有者が置かれている状況は、木材価格の長期低迷により、伐採収益で再造林・保育費を賄えず、当然に超長期経営に対する利益は見込めるはずもない。このため、森林環境譲与税を含めた県等の財政支援なくして成り立たず、森林組合や森林所有者の努力だけでは、森林を保全しながら安定的な木材供給を行っていくことは極めて困難な状況が続いている。これらのことから、森林組合は、コスト縮減と収益向上に日々努めるとともに「確実な再造林・保育計画なくして、県産木材の安定供給なし」との考えである。ついては、各後段に「森林資源の再生産を促進する利用に努める」を加筆していただきたい。	木材産業事業者等の役割として、基本理念ののっとり、県産木材の積極的な供給や利用に努めることとしております。また、基本理念において、「森林資源の循環的な利用」や「県産木材の経済的価値向上による林業の持続的発展」を掲げており、「森林資源の再生産を促進する利用」については包括していると考えているところです。 頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
9	3「責務及び役割」 (6) 建設関係事業者の役割	「建設関係事業者」の役割を「建築関係事業者」の役割とし、「県産木材の積極的な利用を目指し、木材一般に係る知識の習得、県産木材に係る情報の収集、木造建築技術の継承並びに専門人材の育成に努める。」としたらどうか。	頂いたご意見を踏まえ、「建設関係事業者」を「建築関係事業者」に改めます。 なお、建築事業者の役割については、本条例の趣旨が県産木材の利用の促進を図るものであることから、原文のとおりとします。	A
10	4「県産木材の利用の促進に関する指針」	森林所有者が置かれている状況は、木材価格の長期低迷により、伐採収益で再造林・保育費を賄えず、当然に超長期経営に対する利益は見込めるはずもない。このため、森林環境譲与税を含めた県等の財政支援なくして成り立たず、森林組合や森林所有者の努力だけでは、森林を保全しながら安定的な木材供給を行っていくことは極めて困難な状況が続いている。これらのことから、森林組合は、コスト縮減と収益向上に日々努めるとともに「確実な再造林・保育計画なくして、県産木材の安定供給なし」との考えである。ついては、表題には「県産木材の利用等の促進に関する指針」と「等」を、また案文には「森林資源の再生の促進に必要な施策に関する基本的事項、森林資源の再生産の目標」を加筆していただきたい。	本条例の趣旨は県産木材の利用の促進を図るものであり、ご意見をいただいた森林資源の再生の促進に必要な施策や森林資源の再生産の目標については、埼玉県農林水産業振興条例に基づく埼玉県農林水産業基本計画に定めております。 頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
11	5「主要な施策等」 (1) 県産木材の安定供給及び生産性向上	基盤整備の中に、経済的に成り立たない森林も対象にすると明記したらいかか。 県造林の入札があっても5件のうち4件は不落になる状況が続いている。伐出しやすい森林から伐採され、伐出に費用がかかる森林が残された結果、伐期が来ているにもかかわらず、経済的に成り立たない森林だけが残っていると云っても過言ではない状況である。経済的に成り立たない森林こそ先に伐採して、後世に伐出しやすい森林を残すことが施策として大切だと考える。具体的には、伐出に費用がかかる森林でも採算が合うように伐出に対する大幅な補助をする、あるいは県として災害に備えるための建物を平時につくるための木材に対して、伐出に費用がかかる森林から出ても採算が合う単価を設定する、などの具体的な対策がとれるよう、骨子に「経済的に成り立たない森林も対象にする」と明記してほしいかか。	県産木材の安定的な供給及び充実した森林資源の有効活用を図るためには、森林の基盤整備による木材生産体制の効率化は重要であると考えているところです。 頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
12	5「主要な施策等」 (2) 県産木材の利用の促進	「建築物等における県産木材利用」の記述では、公共建築物はもとより民間建築物を含む建築物全体という趣旨が伝わりづらいと思われる。また、オフセットの考え方も盛り込んでいただきたい。	本条例で設ける定義規定において、「建築物」という用語の定義づけをします。 また、建築物の種別や範囲、カーボンオフセットの考え方については、条例に基づく県の指針の策定に当たり、頂いたご意見を参考とさせていただきます。	A
13	5「主要な施策等」 (3) 県・市町村による県産木材の利用	「率先して利用に努める」を、「原則として利用する」と自らの取組を強化していただきたい。	県自ら整備する建築物等について、県産木材の率先利用を進める趣旨を表す内容としたものです。 公共建築物については、その規模や立地等による建築基準法等の法令の規制、施設の用途、建築部材の調達状況などにより木造化が困難な場合も想定されます。 頂いたご意見につきましては、条例に基づく県の指針の策定に当たり、参考とさせていただきます。	C

No.	骨子案の項目	御意見の内容	県の考え方	反映状況
14	5「主要な施策等」(4)人材の確保及び育成	林業・木材産業・建築関係者に加え、プロダクトデザイナーや企画・マーケティング担当者、そして保育士・教員といった、木材の新たな価値を創造し、その魅力を伝える多様な担い手の育成という視点も加えていただけないか。例えば、大学と連携し、学生が県産木材を使った商品開発や空間デザインに挑戦できるコンペティションを開催することは、新たな発想を呼び込み、将来の多様な担い手を育む上で有効な施策になると考える。	林業、木材産業及び建築関係に関わる人材のほか、木材利用に関わるデザイナーや教員など多様な担い手を育成することは、県産木材利用の更なる拡大に有効であると考えているところです。 頂いたご意見につきましては、人材の確保及び育成の実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
15	5「主要な施策等」(6)普及啓発	子どもたちが幼少期から木に親しむ「木育」の機会を創出する施策を、条例に基づく指針の中に明確に位置づけていただきたいと考える。木のおもちゃは子どもたちの五感を育み、創造性を刺激するだけでなく、物を大切に作る心や郷土への愛着を育む上で絶大な効果がある。条例の後押しにより、県内の子育て支援施設や幼稚園・保育園、小学校等への県産木材を活用した玩具や備品の導入が促進されることを強く期待する。	子どもをはじめとするすべての県民に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めていただき、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」活動を行うことは、重要な取組であると考えているところです。 頂いたご意見につきましては、指針の作成に当たり、参考とさせていただきます。	C
16	5「主要な施策等」(6)普及啓発	県民運動化を促進すること、並びに表彰制度についても盛り込んでいただきたい。	普及啓発については、「多くの方に木材利用の意義について正しく理解してもらい、態度や行動を変容してもらうこと」だと考えており、県民運動化の促進を包括しているものと考えております。 また、表彰制度については、普及啓発を行うための施策や手法のひとつであるため、啓発活動に包括しているものと考えております。 頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C
17	5「主要な施策等」(6)普及啓発	「森を育て」、「木を活かす」ため木材利用を促進させることは大変意義があることと思う。木材利用の促進をするためには、子どもをはじめ県民全体に森林の恩恵や森林を健全に維持することそして木材を循環利用していくことの大切さを理解してもらうための「木育」の推進が重要と思う。埼玉県でも長期的な展望に鑑み、条例で木育活動を推進すれば、現在から将来にわたって埼玉県県産木材の利用拡大につながると思う。現在、木材利用促進条例を制定している27府県中10府県では木育活動により普及啓発を進めることとしている。木育活動の先進県である埼玉県においても、「木育の推進」を加え「普及啓発、木育の推進」とし、「県は、県産木材の利用に対する理解を深めるため、木育活動を推進し、広報及び普及啓発を行なう。」として施策を進めていただくようお願いする。	子どもをはじめとするすべての県民に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めていただき、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」活動を行うことは、重要な取組であると考えているところです。 頂いたご意見を踏まえ、普及啓発として「木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保」の記述を加えました。	A
18	5「主要な施策等」(6)普及啓発	埼玉県の森林を健全にかつ循環利用していくために木材利用促進条例を制定するのは賛成である。このためには、県と市町村が連携協力していくことが必要と思う。また、利用促進のための普及啓発が必要である。このため、(6)普及啓発があるが、もう少し具体的に表現したかどうか。例えば、(6)普及啓発、木育の推進「県は、県産木材の利用に対する理解を深めるため、子どもから大人まで広く県民に木材の地球環境への貢献や森林及び林業に関して学ぶ木育活動を推進し、広報及び普及啓発を行なう。」とするなど。	子どもをはじめとするすべての県民に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めていただき、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」活動を行うことは、重要な取組であると考えているところです。 頂いたご意見を踏まえ、普及啓発として「木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保」の記述を加えました。	A
19	5「主要な施策等」(6)普及啓発	骨子(案)の文中に「木育」という文言が見当たらない。(6)普及啓発を(6)木育・普及啓発として、森林の大切さ・木材の重要性の理解を深めるため木育の推進を図るとしてはいいかがか。	子どもをはじめとするすべての県民に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めていただき、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」活動を行うことは、重要な取組であると考えているところです。 頂いたご意見を踏まえ、普及啓発として「木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保」の記述を加えました。	A
20	全般	骨子(案)に「4 県産木材の利用の促進に関する指針」とあるので、平成15年度策定の「埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針(令和4年4月1日改正)」の取扱いも既に御検討のことと思う。この埼玉県木造化指針とこれに準拠し策定された市町村木造化指針は、私たちにとって市町村へ県産木材利用を働き掛ける拠り所、また市町村にとっては私たちと連携する根拠となっている。については、新たな条例に基づく指針の策定に当たっては、市町村木造化指針が維持・発展されるように、埼玉県木造化指針との間に連続性・継続性を持たせて策定されるよう要望する。	本条例に基づく県の指針については、現行の木造化指針を維持・発展して策定するよう考えているところです。 市町村木造化指針につきましても、県指針に準拠して改正・運用されるよう促してまいります。	E
21	全般	埼玉県農林水産業振興条例には、林業・木材産業の発展、県産木材の利用に関しても触れられている。埼玉県農林水産業振興条例との関係性・関連性について、どのように影響し合い、それぞれの役割はどのようになるのか。	埼玉県農林水産業振興条例(以下「振興条例」という。)は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、本条例は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するものです。 振興条例に定める施策の一部については、本条例の施策と重なる内容もありますが、その他の条文は振興条例には定めのない県産木材の利用促進に沿った内容としており、農林水産業全体に関する施策の総合的な推進と木材利用促進という双方の施策を通じて互いに補完し、産業の持続的な発展と県民の生活向上に寄与するものと考えています。	E
22	全般	骨子(案)に「3(1)①総合的かつ計画的に推進する」とあるが、埼玉県農林水産業振興基本計画と関連性はどのようになるのか。	埼玉県農林水産業振興基本計画(以下「基本計画」という。)は、振興条例に則して、本県の農林水産業・農山村の将来像を示し、これを実現するための取組の展開方向及び取組の進捗を測るための指標等を定めたものであり、各分野の振興に関する総合的な計画です。 本条例の目的は、県産木材の利用の促進に関するものであり、県産木材の安定供給や利用拡大、林業従事者の人材育成等の具体的な指針を策定し、施策を推進することによって、基本計画の林業振興に関する指標等の達成にも寄与するものと考えます。	E

No.	骨子案の項目	御意見の内容	県の考え方	反映状況
23	全般	木のおもちゃは使用する材の量はとても少ないですが、赤ちゃんの頃から地域の木のおもちゃで遊ぶことで、五感を育て、その感覚を記憶の中に刻むことにより、大人になってからも木の良さを感じ、木を使う人になってくれる事でしょう。 この様な「木育」の活動は、言わば「種まき」の様なもので、小さな種が大きく育てば木材利用の促進に繋がるものと思う。 この「木育」という考え方を多くの皆さまに共有してもらえたら幸いである。	子どもをはじめとするすべての県民に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めていただき、木の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」活動を行うことは、重要な取組であると考えているところです。 頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	E
24	全般	森林所有者の役割に「所有する森林の適切な整備及び保全に努める。」とある。現在の木材価格では、この役割を成し遂げることはできない。適正価格（再造林可能な価格）に少しでも近づける必要がある。 主な施策に基盤整備とある。これも大事だが、基盤整備して生産コストを下げて立木価格が上がるとは考えられない。コスト削減策は大事だが、森林・木材関連の収益向上の施策が必要である。それを実現するために何をすればいいかの議論を関係者ばかりでなく幅広い考えを結集していく必要があるのではないか。基盤整備だけでなく「収益の改善策を講じる」も入れることを望む。	木材の価格は、住宅等の需要動向、木材の品質・規格、競合資材の価格、為替等の経済的要因など、様々な要素が複合的に関係して形成されています。 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展のためには、収益向上の施策が重要であると考えており、頂いたご意見につきましては、施策の推進や実施に当たり、参考とさせていただきます。	C